

北電原第56号

平成29年7月4日

原子力規制委員会原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

北海道電力株式会社
原子力部長

泊発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

弊社から平成29年3月28日付け北電原第189号にて届け出ました「泊発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、原子力規制委員会組織規則の一部改正に伴い見直しが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」に基づく軽易な変更扱いとして、次回修正までの期間、添付のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

以上

添付資料

泊発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

泊発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (1/4)

泊発電所原子力事業者防災業務計画 (読み替え前)	泊発電所原子力事業者防災業務計画 (読み替え後)	備 考
<p>別図2-1-4(1) 原災法第10条第1項に基づく通報経路 (発電所内での事象発生時の通報経路)</p> <p>原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道知事 北海道原子力環境センター (EMC) 北海道 (防災センター) 泊 村 長 共和町 長 岩内町 長 神恵内村 長 寿都町 長 蘭越町 長 ニセコ町 長 倶知安町 長 積丹町 長 古平町 長 仁木町 長 余市町 長 赤井川村 長 北海道警察本部 岩内警察署 岩内・寿都地方消防組合消防本部 羊蹄山ろく消防組合消防本部 北後志消防組合消防本部 小樽労働基準監督署 倶知安支署 小樽海上保安部 (警備救難課) 泊原子力規制事務所 (原子力防災専門官) 地方放射線モニタリング対策官 北海道経済産業局 総務企画部 総務課 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 内閣官房 (内閣情報調査室) 内閣官房 (内閣官房副長官補付) 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 <p>注: EMC: 緊急時モニタリングセンター : 原災法第10条第1項で規定する事象を経ずに原災法第15条第1項で規定する事象が発生した場合も本通報経路で通報する。</p>	<p>別図2-1-4(1) 原災法第10条第1項に基づく通報経路 (発電所内での事象発生時の通報経路)</p> <p>原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道知事 北海道原子力環境センター (EMC) 北海道 (防災センター) 泊 村 長 共和町 長 岩内町 長 神恵内村 長 寿都町 長 蘭越町 長 ニセコ町 長 倶知安町 長 積丹町 長 古平町 長 仁木町 長 余市町 長 赤井川村 長 北海道警察本部 岩内警察署 岩内・寿都地方消防組合消防本部 羊蹄山ろく消防組合消防本部 北後志消防組合消防本部 小樽労働基準監督署 倶知安支署 小樽海上保安部 (警備救難課) 泊原子力規制事務所 (原子力防災専門官) 上席放射線防災専門官 北海道経済産業局 総務企画部 総務課 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 内閣官房 (内閣情報調査室) 内閣官房 (内閣官房副長官補付) 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 <p>注: EMC: 緊急時モニタリングセンター : 原災法第10条第1項で規定する事象を経ずに原災法第15条第1項で規定する事象が発生した場合も本通報経路で通報する。</p>	<p>原子力規制委員会組織規則の一部改正に伴う読み替え</p>

泊発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (2/4)

泊発電所原子力事業者防災業務計画 (読み替え前)	泊発電所原子力事業者防災業務計画 (読み替え後)	備 考
<p>別図2-1-4(2) 原災法第10条第1項に基づく通報経路 (事業所外運搬での事象発生時の通報経路)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 事象発生場所を管轄する警察署 事象発生場所を管轄する消防署 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 事象発生場所を管轄する海上保安部 泊原子力規制事務所 (原子力防災専門官) 地方放射線モニタリング対策官 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 北海道経済産業局 総務企画部 総務課 国土交通大臣 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付 国土交通省 海事局 検査制度課 <事象発生場所が海上の場合> / 大臣官房参事官(運輸安全防災)付 国土交通省 自動車局 環境政策課 <事象発生場所が陸上の場合>) 内閣官房 (内閣情報調査室) 内閣官房 (内閣官房副長官補付) 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 <p> : 原災法第10条第1項に基づく通報先 — : 一斉FAX → : 電話によるFAX着信確認 </p> <p>注: 原災法第10条第1項で規定する事象を経ずに原災法第15条第1項で規定する事象が発生した場合も本通報経路で通報する。</p>	<p>別図2-1-4(2) 原災法第10条第1項に基づく通報経路 (事業所外運搬での事象発生時の通報経路)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 事象発生場所を管轄する都道府県知事 事象発生場所を管轄する市町村長 事象発生場所を管轄する警察署 事象発生場所を管轄する消防署 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 事象発生場所を管轄する海上保安部 泊原子力規制事務所 (原子力防災専門官) 上席放射線防災専門官 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 北海道経済産業局 総務企画部 総務課 国土交通大臣 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付 国土交通省 海事局 検査制度課 <事象発生場所が海上の場合> / 大臣官房参事官(運輸安全防災)付 国土交通省 自動車局 環境政策課 <事象発生場所が陸上の場合>) 内閣官房 (内閣情報調査室) 内閣官房 (内閣官房副長官補付) 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 <p> : 原災法第10条第1項に基づく通報先 — : 一斉FAX → : 電話によるFAX着信確認 </p> <p>注: 原災法第10条第1項で規定する事象を経ずに原災法第15条第1項で規定する事象が発生した場合も本通報経路で通報する。</p>	<p>原子力規制委員会組織規則の一部改正に伴う読み替え</p>

泊発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (3/4)

泊発電所原子力事業者防災業務計画 (読み替え前)	泊発電所原子力事業者防災業務計画 (読み替え後)	備 考
<p>別図2-1-5(1) 原災法第25条第2項に基づく報告経路 (発電所内での事象発生時の報告経路)</p> <p>発電所対策本部長 (原子力防災管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道知事 北海道原子力環境センター (EMC) 北海道 (防災センター) 泊 村 長 共 和 町 長 岩 内 町 長 神 恵 内 村 長 寿 都 町 長 蘭 越 町 長 ニ セ コ 町 長 俱 知 安 町 長 積 丹 町 長 古 平 町 長 仁 木 町 長 余 市 町 長 赤 井 川 村 長 北海道警察本部 岩 内 警 察 署 岩内・寿都地方消防組合消防本部 羊蹄山ろく消防組合消防本部 北後志消防組合消防本部 小樽労働基準監督署俱知安支署 小樽海上保安部 (警備救難課) 泊 原 子 力 規 制 事 務 所 (原 子 力 防 災 専 門 官) <u>地方放射線モニタリング対策官</u> 北海道経済産業局 総務企画部 総務課 内 閣 府 (内 閣 総 理 大 臣) 原 子 力 規 制 委 員 会 内閣官房 (内閣情報調査室) 内閣官房 (内閣官房副長官補付) 防 災 セ ン タ ー (総 括 班) 原子力災害対策本部 (内閣府内) 又は関係省庁事故対策連絡会議 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 <p>注: EMC: 緊急時モニタリングセンター</p> <p> : 原災法第25条第2項に基づく報告先 : 一斉FAX : 電話によるFAX着信確認 </p>	<p>別図2-1-5(1) 原災法第25条第2項に基づく報告経路 (発電所内での事象発生時の報告経路)</p> <p>発電所対策本部長 (原子力防災管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道知事 北海道原子力環境センター (EMC) 北海道 (防災センター) 泊 村 長 共 和 町 長 岩 内 町 長 神 恵 内 村 長 寿 都 町 長 蘭 越 町 長 ニ セ コ 町 長 俱 知 安 町 長 積 丹 町 長 古 平 町 長 仁 木 町 長 余 市 町 長 赤 井 川 村 長 北海道警察本部 岩 内 警 察 署 岩内・寿都地方消防組合消防本部 羊蹄山ろく消防組合消防本部 北後志消防組合消防本部 小樽労働基準監督署俱知安支署 小樽海上保安部 (警備救難課) 泊 原 子 力 規 制 事 務 所 (原 子 力 防 災 専 門 官) <u>上席放射線防災専門官</u> 北海道経済産業局 総務企画部 総務課 内 閣 府 (内 閣 総 理 大 臣) 原 子 力 規 制 委 員 会 内閣官房 (内閣情報調査室) 内閣官房 (内閣官房副長官補付) 防 災 セ ン タ ー (総 括 班) 原子力災害対策本部 (内閣府内) 又は関係省庁事故対策連絡会議 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 <p>注: EMC: 緊急時モニタリングセンター</p> <p> : 原災法第25条第2項に基づく報告先 : 一斉FAX : 電話によるFAX着信確認 </p>	<p>原子力規制委員会組織規則の一部改正に伴う読み替え</p>

泊発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (4/4)

泊発電所原子力事業者防災業務計画 (読み替え前)	泊発電所原子力事業者防災業務計画 (読み替え後)	備 考
<p>別図2-1-5(2) 原災法第25条第2項に基づく報告経路 (事業所外運搬での事象発生時の報告経路)</p> <p> : 原災法第25条第2項に基づく報告先 : 一斉FAX → : 電話によるFAX着信確認 ※ : 該当本部が設置されている場合の報告経路 </p>	<p>別図2-1-5(2) 原災法第25条第2項に基づく報告経路 (事業所外運搬での事象発生時の報告経路)</p> <p> : 原災法第25条第2項に基づく報告先 : 一斉FAX → : 電話によるFAX着信確認 ※ : 該当本部が設置されている場合の報告経路 </p>	<p>原子力規制委員会組織規則の一部改正に伴う読み替え</p>